

別紙

西東京市立中学校登下校区域防犯カメラの設置についての答申

令和2年3月30日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から、西東京市立中学校の登下校区域における防犯への取組を進めることから、平成27年11月13日付西東京市個人情報保護審議会答申（以下「平成27年審議会答申」という。）において認められた防犯カメラの設置場所を拡大したいため、防犯カメラを設置し、運用することについて、西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「条例」という。）第25条第2項第3号（個人情報保護制度の運営に関する重要事項）の規定に基づき意見を聴取したいとのことから諮問があった。

第2 審議会の結論

審議会は、平成27年審議会答申において認められた西東京市立小学校の通学路に防犯カメラ設備を設置し、運用することに関して、防犯カメラの設置場所を西東京市立中学校の登下校区域まで拡大すること、防犯カメラにより撮影される録画映像を本人以外のものから収集すること（条例第8条第2項第7号に該当すること。）及び本人通知の例外（同条第3項に該当すること。）について、認めるものとする。

第3 審議会の判断理由

審議会は、西東京市立中学校登下校区域への防犯カメラの設置に係る個人情報の取扱いに関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

(1) 公益上の必要性について

教育委員会では、平成27年審議会答申を受け、平成28年度から2年に渡り、防犯への取組を進めるために西東京市立小学校の通学路に合計90台の防犯カメラを設置し、運用を行っている。

また、全国でも児童・生徒が巻き込まれる事件が後を立たない状況であること等から、近年の防犯に関する社会的要請を踏まえ、西東京市立小学校の通学路のほか、西東京市立中学校の登下校区域においても防犯カメラを設置することは、児童・生徒の安全確保の強化、犯罪の抑止が期待されるため、防犯カメラの設置の有用性は十分に認められると言える。

以上のことから、教育委員会が西東京市立中学校の登下校区域に防犯カメラを設置し、個人情報を本人以外のものから収集することについて、公益上の必要性があると判断した。

(2) 個人情報の管理体制等

防犯カメラの設置に係る個人情報の管理について、教育委員会から次のとおり説明を受けた。

- ア 防犯カメラにより撮影した映像データは、防犯カメラ内の電磁的記録媒体へ記録され、暗号化等のセキュリティ対策を施される。
- イ 映像データの保管期間はおよそ1週間とし、保管期間を経過した映像データは、電磁的記録媒体上で新たな映像データに上書き、消去される。
- ウ 防犯カメラに記録された映像データを閲覧できる者は、管理責任者が許可した教育委員会担当部局の職員、又は防犯カメラの運用に関し外部へ委託する場合はその受託業者に限る。
- エ 防犯カメラの設置場所は、電柱の高所等、電磁的記録媒体の物理的な盗難、破壊を被らない場所を確保する。
- オ 教育委員会で保管している映像データは、管理責任者の許可を得て適切に廃棄をする。

(3) 本人通知の例外について

審議会は、個人情報をも本人以外のものから収集したことを本人へ通知することは、対象者が不特定多数に上ることが見込まれることから、当該通知を行わないことが妥当であると判断した。

以上のことから、審議会は、収集した個人情報について適切なセキュリティ対策が講じられ、個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。

第4 審議経過

審議会の開催日	内容
令和2年1月27日	諮問及び審議
令和2年3月30日	答申

以上